

沿道サービス施設（ドライブイン等）

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第9号

前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令 第29条の7

法第34条第9号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、次に掲げるものとする。

- （1）道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物
- （2）火薬類取締法第2条第1項の火薬類の製造所である建築物

市街化区域内に立地することが困難又は不適當なものとして政令で定める（ドライブイン、コンビニエンスストア、給油所等）の建築又は建設を目的とする開発行為。

立地基準

●道路管理施設

「道路管理施設」とは、高速自動車国道又は有料県道等において、その道路の維持修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの。

●休憩所

「休憩所」とは、いわゆるドライブイン（附帯施設を含む。）及びコンビニエンスストアであり、自動車の運転者の休憩場所及び便所が設置されている施設をいい、各々次に掲げるすべての要件に該当すること。

① ドライブイン

ア 国道、県道又は幅員12メートル以上の道路に接していること。

イ 敷地面積はおおむね1,000平方メートル以上であって、車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。

ウ 敷地面積のおおむね30パーセント以上が駐車場であること。

② コンビニエンスストア

ア 国道、県道又は幅員12メートル以上の道路に接していること。

イ 敷地面積は、おおむね500平方メートル以上であって車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。

ウ 建築物の延べ面積は200平方メートル以下とし、原則平家建てとする。

●給油所

「給油所」とは、自動車用液化ガススタンドを含み次に掲げるすべての要件に該当するもの。

ア 国道、県道又は幅員12メートル以上の道路に接していること。

イ 敷地面積は、おおむね500平方メートル以上であって車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。

ウ 危険物取扱いの規制に関する法令等に適合する施設であること。

●火薬類の製造所

政令第29条の7第2項に規定する火薬類の製造所は、政令第29条の6で規定する火薬類を製造する業を営むものであること。

なお、製造所の設置にあたっては、別途経済産業大臣の許可が必要となる。